3 いじめの重大事態の再発防止等の取組状況

(1) 重大事態の再発防止の取組状況

実態	説明図表番号
【制度の概要等】	
(重大事態の定義等)	
いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の	図表3-(1)-①
生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(法第	
28条第1項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)及び「いじめに	
より当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀な	
くされている疑いがあると認めるとき」(法第28条第1項第2号。以下「不登	
校重大事態」という。) とされている。	
国の基本方針では、生命心身財産重大事態の「重大な被害」は、いじめ	図表3-(1)-②-
を受ける児童生徒の状況に着目して判断することとされ、また、不登校重	i
大事態の「相当の期間」は、年間30日を目安とするとされている。	
また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという	
申立てがあったときは、学校の設置者又は学校は、重大事態が発生したも	
のとして報告・調査等に当たることとされている。	
(重大事態の調査・学校の設置者における調査主体の判断)	
重大事態が発生した場合、学校の設置者又はその設置する学校は、重大	図表3-(1)-①
事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速	(再掲)
やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織(以下「重大	
事態の調査組織」という。)を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確に	
するための調査(以下「重大事態の調査」という。)を行うものとするとさ	
れている(法第28条第1項)。	
国の基本方針では、学校の設置者が、調査を行う主体やどのような重大	図表3-(1)-②-
事態の調査組織とするかについて判断するとされている。従前の経緯や事	i (再掲)
案の特性、被害児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査	
では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果	
を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が	
生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施す	
ることとされている。	
また、自殺調査指針では、自殺事案等は特別の事情がない限り学校の設	図表3-(1)-③、
置者を調査主体とするとされ、不登校調査指針では、不登校重大事態は原	4
則学校を調査主体とするとされている(注)。	
(注) 自殺調査指針では、事案発生(認知)後、速やかに、情報を整理するために学校が基本調査を行い、さらに、いじめ等が背景に疑われる場合、公立学校では特別の事情がない限り、学校の設置者による詳細調査に移行するとされている。また、不登校調査指針では、調査は主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とし、学校の果たす役割が大きいことから、学校が調査に当たることを原則とするとされている。	

(重大事態の調査組織の構成・種類等)

国の基本方針では、重大事態の調査組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるSC・SSW等の専門的知識及び経験を有する第三者(当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、重大事態の調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められるとされている。

図表3-(1)-②i (再掲)

また、重大事態が起きてから急遽重大事態の調査組織を立ち上げること は困難であることから、地域の実情に応じて、平時から設置しておくこと が望ましいとされている。

図表3-(1)-(5)

さらに、重大事態調査ガイドラインでは、重大事態の調査組織の種類について、公立学校の設置者が調査主体の場合は、①法第14条第3項の教委に設置される附属機関(第三者により構成される組織)において実施する場合(注1)、②個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関(第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。)において実施する場合が、学校が調査主体の場合は、③学校いじめ対策組織に第三者を加える場合(注2)、④学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合が示されている。

図表3-(1)-②ii

の教育委員会に設置される附属機関を、重大事態の調査組織とすることが望ましいとされていた。 (注2) 国の基本方針では、学校が調査主体となる場合、重大事態の調査組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるた

(注1) 改定前の国の基本方針では、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項

図表3-(1)-②i (再掲)

の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられるとされている。

(重大事態の調査結果の公表、活用)

重大事態調査ガイドラインでは、重大事態の調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校が、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされている。

図表3-(1)-⑤
(再掲)

また、自殺調査指針では、①調査の目標・目的に照らし、今後の自殺予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である、②当該校の教職員、同地域の学校の教職員で報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内容について共通理解を図る、③報告書について、例えば県レベルで県内のものを収集・検証するなどし、より広範囲で、今後の自殺予防に役立てていく観点が重要であるとされている。

図表3-(1)-③ (再掲)

さらに、文部科学省は、平成28年12月の通知において、重大事態の調査 結果の分析は、再発防止に極めて有効であり、個人情報等に配慮しながら 可能な限り当該学校を越えて広く共有し、各々のいじめ防止基本方針の改 善等に積極的に活用することが重要であるとしている。

図表3-(1)-(6)

(重大事態の再調査及び重大事態の再調査組織)

公立学校の場合、重大事態が発生した旨の報告を受けた地方公共団体の 長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のた め必要があると認めるときは、附属機関(以下「重大事態の再調査組織」 という。)を設けて調査を行う等の方法により、重大事態の調査の結果につ いて調査(以下「重大事態の再調査」という。)を行うことができるとされ ている(法第30条第2項)。

図表3-(1)-① (再掲)

また、国の基本方針では、重大事態の再調査組織についても、第三者の参加を図り、重大事態の再調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められるとされ、迅速性の観点から、あらかじめ重大事態の再調査組織を設けておくことも考えられるとされている。

図表3-(1)-②i (再掲)

【調査結果】

今回、調査対象とした20県教委及び40市教委の計60教委、249校(99小学校、99中学校及び51高等学校)等における平成29年3月時点の①重大事態の調査組織等の状況、②重大事態の発生件数及び調査報告書の公表状況、③重大事態の発生を踏まえた再発防止策の取組状況、④重大事態の発生に備えた平素からの取組状況、⑤県教委における県内の市設置校の重大事態の把握状況を調査したところ、以下のとおり、工夫している取組や取組実態の違いがみられた。

ア 重大事態の調査組織等の状況

(重大事態の調査主体の判断状況)

60教委における重大事態の調査主体の判断状況をみると、一律に調査 主体を学校の設置者、学校等と決めているものが13教委(21.7%)、自殺 事案等特定の事案のみ調査主体を決めているものが4教委(6.7%)、事案 や状況に応じて個別に決めるとするものが43教委(71.7%)となってい た。

| 図表3-(1)-⑦

(重大事態の調査組織の設置状況等)

60教委における重大事態の調査組織の設置状況をみると、平時から設置しているものが52教委(86.7%)あり、そのうち、教委に設置される附属機関を重大事態の調査組織とするものが38教委(63.3%)となっていた。また、平時には設置していないものが8教委(13.3%)となっていた。平時には設置していない8教委における主な理由は、次のとおりであった。

図表3-(1)-⑧

図表3-(1)-9

- ① 重大事態が発生した際に設置することで足りるためが5教委 (62.5%)
- ② 重大事態の調査組織は各学校に設置するためが1教委(12.5%)

- ③ 重大事態が発生した際に、速やかに重大事態の調査組織を設置することができる体制を整えているためが1教委(12.5%)
- ④ 重大事態の調査組織とは位置付けていないが、外部専門家を構成員とした組織が設置されており、重大事態が発生した際には同組織を活用していたためが1教委(12.5%)

また、249校における重大事態の調査組織の設置状況をみると、平時から設置しているものはみられなかった。これら249校のうち150校(60.2%)は、平時には設置していないものの、重大事態が発生した際には、必置の学校いじめ対策組織等を母体として、重大事態の性質に応じて外部専門家を加えることで重大事態の調査組織とするものとなっていた。

図表3-(1)-(10)

それ以外の99校(39.8%)における平時には設置していない主な理由 等は、次のとおりであった。

図表3-(1)-(1)

- ① 重大事態が発生した際に設置することで足りるためが50校(50.5%)
- ② 重大事態の調査組織は学校の設置者に設置するためが46校(46.5%)
- ③ 外部専門家の確保が困難なためが10校(10.1%)
- ④ 回答がなかったものが5校(5.1%)

さらに、重大事態の調査組織を平時から設置している52教委のうち、 構成員を外部専門家等に委嘱等している50教委について、その構成員の 職種等をみると、心理の専門家(46教委、92.0%)が最も多く、次いで弁 護士(45教委、90.0%)、大学教授(准教授及び講師を含む。)(43教委、 86.0%)、医師(38教委、76.0%)、福祉の専門家(34教委、68.0%)など となっていた。

図表3-(1)-(12)

(重大事態の再調査組織の設置状況等)

60地方公共団体(調査対象とした20県及び40市)における重大事態の 再調査組織の設置状況をみると、平時から設置しているものが39団体 (65.0%)、平時には設置していないものが21団体(35.0%)となってい た。

図表3-(1)-(13)

平時には設置していない21団体における主な理由は、次のとおりであった。

図表3-(1)-(14)

- ① 重大事態の再調査が必要になった際に設置するためが13団体 (61.9%)
- ② その他、重大事態が発生した場合には、教委と市長部局が連携して取り組み、市長部局だけの重大事態の再調査は行わないことにしているため、設置していないが1団体など計8団体(38.1%)

また、重大事態の再調査組織を平時から設置している39団体のうち、

図表3-(1)-(15)

構成員を外部専門家等に委嘱等している21団体について、その構成員の 職種等をみると、弁護士(20団体、95.2%)が最も多く、次いで大学教授 (准教授及び講師を含む。) (19団体、90.5%)、医師(17団体、81.0%)、 心理の専門家(17団体、81.0%)、福祉の専門家(14団体、66.7%)など となっていた。

イ 重大事態の発生件数及び調査報告書の公表状況

今回、①重大事態の発生状況及び発生件数の公表状況、②重大事態の 調査報告書の公表状況をみると、次のとおりであった。

(重大事態の発生状況及び発生件数の公表状況)

60教委における設置校の重大事態の発生状況(法施行後の平成25年9月 28日から28年12月1日まで)をみると、発生しているものが40教委 (66.7%)、発生していないものが13教委(21.7%)、回答不可が7教委 (11.7%) となっていた。

図表3-(1)-(16)

また、60教委における重大事態の発生件数の公表状況をみると、公表 | 図表3-(1)-⑰ しているもの(発生件数が0件である旨の公表を含む。)が20教委 (33.3%)、公表していないものが37教委(61.7%)、回答不可が3教委 (5.0%) となっていた。

公表している20教委における主な理由は、次のとおりであった。

図表3-(1)-(18)

- ① 議会、マスコミ等からの問合せがあったためが7教委(35.0%)
- ② 地域内の状況を公表することとしているためが5教委(25.0%)
- ③ その他、重大事態が発生した場合には教委の定例会で報告すること としており、議事録を公開しているためが1教委など計8教委(40.0%) 一方、公表していない37教委における主な理由は、次のとおりであっ た。

図表3-(1)-(19)

- ① 問題行動等調査において、全国値しか公表されていないためが21教 委 (56.8%)
- ② 個人、事案等が特定されるおそれがあるためが16教委(43.2%)
- ③ 被害者感情を考慮しているためが7教委(18.9%)
- ④ 重大事態が発生していないためが7教委(18.9%)
- ⑤ その他、法においても公表することになっていないためが1教委など 計5教委(13.5%)

(重大事態の調査報告書の公表状況)

重大事態が発生している40教委における調査報告書の公表状況をみる と、公表しているものが12教委(30.0%)、公表していないものが26教委 (65.0%)、その他、調査中のものが1教委など計2教委(5.0%)となって いた。なお、公表している教委において、①被害児童生徒やその保護者 が公表を希望しない場合は公表しないこととする、②不登校重大事態は

図表3-(1)-20

公表しないこととするなどの取扱いとするものもみられた。

調査報告書を公表している12教委における主な理由は、次のとおりで | 図表3-(1)-② あった。

- ① 再発防止、未然防止のためが6教委(50.0%)
- ② 規程等により公表することを定めているためが4教委(33.3%)
- ③ その他、報道等を通して公になったためが1教委など計2教委 (16.7%)

一方、調査報告書を公表していない26教委における主な理由は、次の とおりであった。

図表3-(1)-22

- ① 個人、事案等が特定されるおそれがあるためが15教委(57.7%)
- ② 被害者感情を考慮しているためが10教委(38.5%)
- ③ 児童生徒の将来を考慮したためが5教委(19.2%)
- ④ 公表が義務ではないためが4教委(15.4%)
- ⑤ その他、調査報告書は、被害児童生徒の保護者に対して事案の事実 内容や学校の課題等を明らかにすることで、当該学校における再発防 止を図るために作成するものであるためが1教委など計4教委(15.4%)

なお、重大事態の調査結果の公表について、教育長等からは、次のよ | 図表3-(1)-23 うな意見が聴かれた。

- ① 公表は再発防止のためであるが、被害者が公表しないでほしいとの 意向であればすべきではない。子供が亡くなった事案は公表すべきと 考えるが、不登校の場合は、子供がまた学校に行けるということが大 事であり、公表されることにより行きにくいと思っている場合に公表 するのは望ましくない。
- ② 重大事態について、公表すべきとの風潮があるが、遺族、加害者と される者、その保護者等多くの関係者への配慮は最優先されるべきで あり、それらを無視して、公表することはできない。したがって、国 (文部科学省) は、どのタイミングで、どのような場合に、どの範囲ま で公表するのかといった詳細な基準を策定して周知する必要がある。

ウ 重大事態の発生を踏まえた再発防止策の取組状況

60教委における重大事態の発生を踏まえた再発防止策の取組状況を調 査したところ、次のとおり、重大事態の再発防止のために調査報告書を 活用している取組がみられた。

- ① 県教委は、県内の市設置校で発生した重大事態について、調査報告 書を再発防止のために活用してほしいという当該重大事態が発生した 市教委の意向を踏まえ、県内の国公立小・中・高等学校及び特別支援 学校の校長に対し、個人情報等をマスキングした調査報告書を直接配 付している。
- ② 県教委は、県設置校で発生した重大事態について、調査報告書で指

図表3-(1)-24

摘された課題・提言を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期解消 のための重点事項を作成し、県の教育局長、県設置校の校長及び市教 委教育長宛てに通知することにより、当該重点事項に沿った取組の充 実を依頼している。

また、当該重大事態について、重大事態の再調査の必要性の有無に ついて、重大事態の再調査組織が審議した結果、重大事態の再調査は 不要であるとの結論が出されたが、その際、今後のいじめ防止等に向 けての提言がまとめられている。同県教委は、当該提言が知事から県 教育長に通知されたことを受け、当該提言についても県の教育局長、 県設置校の校長及び市教委教育長宛てに通知し、当該提言を踏まえた いじめ問題への対応の要請を行っている。

③ 県教委は、県内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書におい て、重大事態が発生した学校で学校基本方針に定めた取組を十分に講 じていないという指摘がなされていることを踏まえ、県内の公立小・ 中・高等学校及び特別支援学校で策定済みの学校基本方針について教 職員間で共通理解が図られているか、また、学校基本方針に示されて いる取組が計画に沿って実施されているか等について点検を行ってい

また、同県教委は、年度末には、同様の点検を行い改善措置状況のフ オローアップを行っている。

エ 重大事態の発生に備えた平素からの取組状況

60教委における重大事態の発生に備えた平素からの取組状況を調査し たところ、次のとおり、①重大事態に該当するか否かを判断するため、 外部専門家を活用している取組、②重大事態の発生を受けて、いじめ対 応マニュアルを改定している取組、③学校から教委への報告様式等を定 めている取組、④いじめが解消したと判断した事案についても、その後 の状況を把握するようにしている取組がみられた。

(重大事態に該当するか否かを判断するため、外部専門家を活用してい | 図表3-(1)-25 る取組)

○ 市教委では、例えば心身の被害や不登校の原因がいじめによるもの なのか、それとも別の要因によるものなのかなど、重大事態に該当す るか否かの判断が難しく、総合的に判断する際には専門家の助言が必 要であるとしている。

そのため、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神科医師等を構成員 とするサポート会議を設置し、重大事態が疑われる事案については、 同会議において専門家の助言を受けて、同市教委が重大事態に該当す るか否かの判断をしている。

(重大事態の発生を受けて、いじめ対応マニュアルを改定している取組)

図表3-(1)-26

○ 市教委は、重大事態の発生を受けて、教職員間で発達障害に関する 認識が不足していたとの反省から、発達障害のある子供の特徴等を整 理し、子供への対応や関わり方のポイントなどを中心に、いじめ対応 マニュアルを改定している。

なお、改定したいじめ対応マニュアルについては、生徒指導担当者 会議等において、内容を周知している。

図表3-(1)-27

(重大事態の発生報告の様式等を定めている取組)

- ① 市教委は、重大事態が発生した際に市長部局等が当該事案について 十分に理解できること、市長が重大事態の再調査をする必要があるか 否かを客観的に判断できることを目的として、発生報告の様式及び調 査報告書の様式を定めている。
- ② 県教委は、県設置校で発生した重大事態の調査報告書において指摘 された課題を踏まえ、再発防止策を取りまとめ、同種の事態の再発防 止に係る取組を県設置校全体に対して行っている。

例えば、学校における不登校重大事態への対応手順について、3日間 連続して欠席した場合の対応から県教委事務局への不登校重大事態の 発生報告までの判断基準や報告内容を明記した対応フロー図を作成 し、県設置校に通知している。

(いじめが解消したと判断した事案についても、その後の状況を把握す るようにしている取組)

| 図表3-(1)-28

○ 市教委は、県内において児童生徒のいじめが原因と考えられる自殺 が相次いで発生している事態を踏まえ、市設置校に対し、経過観察中 の事案だけでなく、いじめが解消したと判断した事案についても、関 係した児童生徒に対する面談を行い、その後の状況を把握することに より、重大事態の発生の防止を徹底するよう指示している。

オ 県教委における県内の市設置校の重大事態の把握状況

県教委は、重大事態への対処に関して市に対し、必要な指導、助言又 | 図表3-(1)-① は援助を行うことができるとされている(法第33条)。

(再掲)

20 県教委における県内の市設置校における重大事態の把握状況をみる と、把握しているものが15県教委(75.0%)、把握していないものが4県 教委(20.0%)、回答不可が1県教委(5.0%)となっていた。

図表3-(1)-29

把握している15県教委における主な理由は、次のとおりであった。

図表3-(1)-30

- ① 市教委又は市設置校に対し助言や支援を行うためが8県教委 (53.3%)
- ② 自殺事案等を文部科学省に情報提供するため(注)が5県教委(33.3%)
- ③ 今後の再発防止策等を検討するためが3県教委(20.0%)

④ その他、市の重大事態の調査・重大事態の再調査の後、市長等から 県に調査依頼があった場合は、県の重大事態の調査組織が調査を行う 仕組みとなっているためが1県教委など計2県教委 (13.3%)

(注) 文部科学省は、「「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告につい て」(平成27年4月24日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)に より、都道府県・指定都市教委の管下の学校(域内の市町村教委の管下の学校 を含む。)で①児童生徒が自殺した場合(自殺が疑われる場合や未遂の場合を含 む。)及び②学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重 大な犯罪又は触法行為を起こした場合に報告を求めている。

図表3-(1)-31

一方、把握していない4県教委における主な理由は、市設置校で発生し た重大事態を県教委が把握することは法上求められていないためであっ た。

図表3-(1)-32

また、20県教委における県内の市設置校で発生した重大事態の調査報 告書の収集状況をみると、収集しているものが7県教委(35.0%)、収集 していないものが12県教委(60.0%)、回答不可が1県教委(5.0%)とな っていた。

図表3-(1)-33

調査報告書を収集している7県教委における主な理由は、次のとおりで あった。

図表3-(1)-34

- ① 今後の施策等に活用するためが3県教委(42.9%)
- ② その他、広域行政体として県内の状況を収集しておく必要があるた めが1県教委など計5県教委(71.4%)
- 一方、調査報告書を収集していない12県教委における主な理由は、次 | 図表3-(1)-33 のとおりであった。

- ① 法上収集することが求められていないためが9県教委(75.0%)
- ② その他、市設置校で発生した重大事態は、市教委が主体的に対応す るものであるためが2県教委など計3県教委(25.0%)

なお、調査対象とした60教委の中には、重大事態の調査報告書を一定数 収集し、分析しているものはみられなかった。

図表 3-(1)-① いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) <抜粋>

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 <u>学校の設置者又はその設置する学校は</u>、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、<u>速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け</u>、質問票の使用その他の適切な方法により<u>当該</u>重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する<u>児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い</u>があると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する<u>児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてい</u>る疑いがあると認めるとき。

2 • 3 (略)

(公立の学校に係る対処)

- 第30条 <u>地方公共団体が設置する学校は</u>、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、<u>当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</u>
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該 重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行 う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 3~5 (略)

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

- 第33条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、 文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、<u>都道府県の教育委員会は市町村に対し</u>、重大事態への 対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、<u>必要な指導、助言又は援助を行</u> うことができる。
- (注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(1)-②- i いじめの防止等のための基本的な方針 (平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 (最 終改定 平成 29 年 3 月 14 日)) <抜粋>

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1~3 (略)

- 4 重大事態への対処
- (1) 学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

i)重大事態の発生と調査

(略)

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、<u>法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童</u>生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、<u>児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる</u>。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

- ② 重大事態の報告 (略)
- ③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

<u>学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告</u>し、<u>学校の設置者</u>は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、<u>従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生</u>じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を 実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければな らない。

なお、法第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」 と規定されているが、このうち公立学校の場合の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。 (注20)

(注20) 公立学校における「学校の設置者」は、学校を設置する地方公共団体である。また、公立学校について、法第28条の調査を行う「学校の設置者」とは、地方公共団体のいずれの部局がその事務を担当するかについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、学校の設置・管理を行う教育委員会である。

また、国立学校の設置者は国立大学法人であり、私立学校の設置者は学校法人である。なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる(例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる)。

④ 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態 に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。

なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育 委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得ら れる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。

なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

また、<u>学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。</u>

⑤・⑥ (略)

- ii) 調査結果の提供及び報告 (略)
- (2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置
 - i) 再調查

(略)

上記②の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

法第30条第2項及び第31条第2項で規定する<u>「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。</u>

これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。

また、<u>附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、</u> 迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、あらかじめ法にい う重大事態に対応するための附属機関を設けておくことも考えられる。(略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(1)-②- ii いじめの防止等のための基本的な方針 (平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定) < 抜粋>

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1~3 (略)

- 4 重大事態への対処
- (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - i) 重大事態の発生と調査

(略)

①~③ (略)

④ 調査を行うための組織について

(略)

公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましい。(略)

- ⑤ ⑥ (略)
- ii) 調査結果の提供及び報告 (略)
- (2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置 (略)
- (注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(1)-③ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成 26 年 7 月 1 日児童生徒の自 殺予防に関する調査研究協力者会議) <抜粋>

- 2 基本調査の実施
- ○「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、事案発生(認知)後、速 やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている 情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである
- (1) 調査対象と調査の主体
 - ○調査対象は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案である
 - ○自殺又は自殺が疑われる死亡事案とは、学校が認知できた情報をもとに、学校の管理職が、自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したもの(「児童生徒の自殺等に関する実態調査」(平成23年6月1日23初児生第8号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)と同じ調査対象)
 - ○設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定している
 - ○膨大・多様な情報が集まった場合など、情報の整理には時間と人員が必要であり、設置者の人的 支援が必要となる
 - ○この段階から、学校及び学校の設置者だけでなく、子供の自殺予防等に精通した専門家の支援が 有効である
 - ○基本調査は、あくまで事実関係を整理するため、学校がその時点で持っている情報及び基本調査 の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。得られた情報を踏まえた、自殺に至る過程や心理の検証は、「詳細調査」において行う
 - <基本調査を全件対象とする趣旨> (略)
- $(2)\sim(4)$ (略)
- 3 詳細調査への移行の判断
- (1) 詳細調査とは
 - ○<u>「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査である</u>
 - ○調査の主体(調査組織を立ち上げその事務を担う)は、学校又は学校の設置者が考えられる。公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする
 - ○詳細調査では、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた 心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す
 - ○子供の自殺は、一見ごく些細(ささい)なきっかけで、突然起こったように思える事案もあるなど、子供の自殺は原因が特定されない場合が少なくない
 - ○自殺の引き金となる「直前のきっかけ」が原因として捉えられがちであるが、自殺を理解するためには、複雑な要因が様々に重なった「準備状態」(危険な心理状態に陥っていった状況等)に目を向けることが大切である
 - ○詳細調査においては、亡くなった子供が置かれていた状況として、学校における出来事などの学校に関わる背景が主たる調査の対象となるほか、病気などの個人的な背景や特性、家庭に関わる

背景についても対象となりうる

- ○これらのことを踏まえ、当初定めた調査目的・目標を改めて確認する
- (2) 詳細調査への移行の判断
 - ○詳細調査への移行の判断の主体は、基本調査の報告を受けた設置者である
 - ○詳細調査に移行するかどうかの判断については、次項「詳細調査に移行すべき事案の考え方」を 参考としながら、例えば第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家等の意見を求めた りして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい
- (3) 詳細調査に移行すべき事案の考え方
 - ○<u>全ての事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。こ</u>れが難しい場合は、少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する
 - ア) 学校生活に関係する要素(いじめ、体罰、学業、友人等) が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合
 - ○<u>学校生活に関係する要素とは</u>、「学業不振」「進路問題」「不登校又は不登校傾向」「原級留置」「教職員からの指導」「懲戒等の措置」「転校等」「友人の転校等」「教職員との関係での悩み」<u>「いじめの問題」</u>「異性問題」「暴力行為」「暴力行為以外の素行不良」「指導困難学級」等である
 - <遺族の意向との関係> (略)
 - <いじめ防止対策推進法との関係>
 - 〇いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての対処が法律 上義務づけられており、当該指針の「基本調査」及び「詳細調査」は、いじめ防止対策推進法第 28条に基づく重大事態の調査に当たる

(略)

- (4) 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査の実施の判断 (略)
- 4 詳細調査の実施
- $(1)\sim(7)$ (略)
- (8) 報告書のとりまとめと遺族等への説明
 - ① 報告書の内容
 - ○<u>報告書の内容(目次)の一例を示すが、個々の事案の特性に合わせて組み立てることが必要で</u>ある
 - ・はじめに
 - 要約
 - ・調査組織と調査の経過
 - ・分析評価 調査により明らかになった事実

自殺に至る過程

再発防止・自殺予防の課題

○○○ (特定のテーマ)

- ・まとめ
- ・おわりに
- ○分からないことについては、その旨を率直に記載すべきである
- ○報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める
- ○報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を(報告書か概要版か)どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する
- ○学校の安全配慮義務に違反や瑕疵(かし)が認められるような場合は、率直に記載すべきであるである
- ②・③ (略)
- (9) 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用
 - ○調査主体は、調査結果を学校の設置者に報告する
 - ○調査の目標・目的に照らし、今後の自殺予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である

- ○<u>当該校の教職員、同地域の学校の教職員で、報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内</u>容について共通理解を図る
- ○報告書について、例えば都道府県レベルで域内のものを収集・検証するなどし、より広範囲で、 今後の自殺予防に役立てていく観点が重要(略)
- (注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(1)-④ 不登校重大事態に係る調査の指針(平成 28 年 3 月文部科学省初等中等教育局) <抜粋>

- 第3 不登校重大事態発生時の措置
 - 1 発生の報告 (略)
 - 2 調査の実施
 - (1) 調査主体の決定

設置者と学校のいずれが調査を行うかは、個別の不登校重大事態ごとに、設置者が決定する。 不登校重大事態に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につな げることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において 把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きい。そこで、学校が調査 に当たることを原則とする。(略)

- (2) (3) (略)
- (4) 調査結果の取りまとめ

調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載 の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面として取りま とめる。なお、書面の記載については「報告事項の例」を参照されたい。

(留意事項)

- ・ 対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明 示しておく。
- ・ 不登校重大事態に係る調査を実施中に対象児童生徒が学校復帰した場合は、その時点まで の情報を取りまとめれば足りる。

報告事項の例

1. 対象児童生徒

(学校名)

(学年・学級・性別)

(氏名)

- 2. 欠席期間・対象児童生徒の状況
- 3. 調査の概要

(調査期間)

(調査組織及び構成員)

(調査方法)

(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)

- 4. 調查内容
- ① 行為Aについて
- ② 行為Bについて
- ③ 行為Cについて
- ※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰が どのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。
- ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。
- ④ その他 (家庭環境等)
- ⑤ 調査結果のまとめ(いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)
- 5. 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
- 6. 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長(又は設置者)の所見

3~5 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(1)-⑤ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省) <抜粋>

第4 調査組織の設置

(調査組織の構成) (略)

(調査組織の種類)

- 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者(教育委員会等)が主体となるかの 判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学 校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成について も適切に判断すること。
 - ① 学校の設置者が主体
 - a 公立学校の場合
 - ・法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関(第三者により構成される組織)において 実施する場合
 - ・個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関(第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。)において実施する場合
 - b 私立学校及び国立大学附属学校の場合
 - ・学校の設置者が第三者調査委員会を立ち上げる場合
 - ② 学校が主体
 - <u>a</u> 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織(法第22条。以下「学校いじめ対策組織」 という。)に第三者を加える場合
 - b 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

(第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合) (略)

第5・第6 (略)

第7 調査結果の説明・公表

(調査結果の報告) (略)

(地方公共団体の長等に対する所見の提出) (略)

(被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明) (略)

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の 内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案 して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及 び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表する ことが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調 査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策(対応の方向性を含む)と ともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間にお いて憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供) (略)

第8・第9 (略)

第10 地方公共団体の長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

- 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。
 - ①<u>調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事</u> 実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
 - ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
- ※だだし、上記①~④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。
- (地方公共団体の長等に対する所見の提出)【再掲】(略)

(再調査の実施)(略)

- (注) 下線は、当省が付した。
- 図表 3-(1)-⑥ 「平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果(速報値) について(通知)」(平成 28 年 12 月 1 日付け 28 初児生第 31 号文部科学省初等中等教育局 児童生徒課長通知) <抜粋>
- 2. いじめの問題への対応について
- (1)~(4) (略)
- (5) いじめの重大事態の対応について

平成27年度のいじめの重大事態の発生件数は、第1号の重大事態が増加する一方、第2号の重大事態は減少したため、全体としては減少した。いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知(早期発見)と組織的対応を徹底することが、重大事態の発生防止に不可欠であり、一部この成果が出ていると考えられる。一方で、いじめと認知しながら、重大事態として迅速かつ適切な対応がなされていないケースもあることから、今後も発生件数の推移等を注視していく必要がある。

また、重大事態は、いじめ問題に適切に対応することで、限りなく発生件数を零に近づけるべきであるが、同法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。国の基本方針に「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、「重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とあるので、この点は特に留意されたい。このことは、学校の理解が浸透しにくく、失念しやすい部分であるため、定期的に教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等が、この周知徹底を図るとともに、学校や被害者等から相談を受けた場合は、同法に基づき学校に調査を実施するよう指導する必要がある。

なお、いじめの重大事態の調査結果の分析は、再発防止に極めて有効であり、個人情報等に配慮 しながら可能な限り当該学校を越えて広く共有し、各々のいじめ防止基本方針の改善等に積極的 に活用することが重要である。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(1)-⑦ 調査対象 60 教委における重大事態の調査主体の判断状況

TV ZIJZDAN INAV	3. 五分屋豆	·	(मी	ダ、70)
刊例水亿	刊例の内谷	宗教 安	川教 後	Π̈́Π
一律に調査主体を学		ĸ	×	13
校の設置者、学校等と		L (1 1
決めているもの		(25.0)	(20.0)	(21.7)
	・ 条例において、設置校でいじめの重大事態が発生した場合は、全て教委の附属機関が重大事態の調査を実			
	施することとしている。			
学校の設置者	・ 県の地方基本方針において、設置校において重大事態が発生した場合、教委が調査主体となり、外部専門	3	5	8
(教委)	家により構成された重大事態の調査組織において実施することと規定している。	(15.0)	(12.5)	(13, 3)
	・ 従来、教委に重大事態の調査組織がなかったため、学校主体で重大事態の調査を行っていたが、教委に重			
	大事態の調査組織を設置して以降は教委を調査主体としている。			
	・ 教委規則の規定に基づき、当該重大事態が発生した学校において、重大事態に調査組織を設置し、重大事			
***	態の調査を行うこととしている。	2	2	4
¥ 	・ 市の地方基本方針において、重大事態が発生した場合、学校は学校いじめ対策組織を母体とした重大事態	(10.0)	(5.0)	(6.7)
	の調査組織を設置し、教委の指導の下、重大事態の調査を行うこととされており、調査主体は学校となる。			
沙芬(岩甲为丘	・ 市の地方基本方針において、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、市長及び教委は、条例に基			
一学校の受画を交がませた。	づき、速やかに、重大事態の調査組織を共同設置し、重大事態の調査組織による重大事態の調査を実施する	0	П	П
いあん分米回子の声が中国の一	ものとするとされており、生命心身財産重大事態又は不登校重大事態に関わらず、同重大事態の調査組織に	(0.0)	(2.5)	(1.7)
0.7枚23米回	より実施することとしている。			
	・ 重大事態が①自殺事案の場合、②学校が調査主体の重大事態の調査では、重大事態への対処及び同種の事			
自殺事案等特定の事	態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教委が判断する場合には、原則として調査主体を教		c	_
案のみ調査主体を決	委とすることとしている。	T (, (7 (
めているもの	・ 市の地方基本方針において、生命心身財産重大事態の場合は、教委が調査主体となり実施する旨を規定し	(5.0)	(3.7)	(6.7)
	ている。			
	・ 学校が調査主体の重大事態の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な			
事案や状況に応じて	結果を得られないと教委が判断する場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合、従前の経緯や	-	06	4.0
個別に決めるとする	事案の特性から必要と判断した場合、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には教委が設置する	(70 0)	(2 07)	(7.17)
40	査組織において実施すること	(10.0)	(77.3)	((I. ()
	・ 調査主体をどちらにするかについては、事案によって個々に判断していくことになる。			
	4	20	40	09
		(100)	(100)	(100)
(注) 1 当省の調査結果による。	11. 11. 12. 12. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。なお、構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。 3 法第28条第1項において、重大事態の調査は、学校の設置者又は学校による調査しか規定されていないため、学校の設置者及び地方公共団体の長が共同 で調査する場合であっても、法に基づき整理すると調査主体は学校の設置者となる。

図表 3-(1)-⑧ 調査対象 60 教委における重大事態の調査組織の設置状況

(単位: 教委、%)

					(1 124 • 4)	<u> </u>	
設置状況	乳 果 仏洞 県教委				合計		
	教委数	構成比	教委数	構成比	教委数	構成比	
平時から設置している	17	85.0	35	87.5	52	86.7	
教委の附属機関(法第 14 条第 3 項)	16	80.0	22	55.0	38	63. 3	
平時には設置していない	3	15.0	5	12. 5	8	13. 3	
合計	20	100	40	100	60	100	

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、平成29年3月時点の状況である。
 - 2 「教委の附属機関(法第14条第3項)」とは、法第14条第3項において、地方基本方針に基づく 地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教委に設置することができ るとされている附属機関である。なお、同附属機関の部会等として重大事態の調査組織を設置してい るものも含む。

図表 3-(1)-⑨ 重大事態の調査組織を平時には設置していない 8 教委における主な理由

(単位: 教委、%)

		(十四・・	以安 、 /0/	
区分	主な理由	県教委	市教委	合計
重大事態が発生した際 に設置することで足り るため	・ 市の地方基本方針において、重大事態 の発生報告を受けた場合に組織すること としているため。・ これまで重大事態が発生していなかっ たため。	1 (33. 3)	4 (80. 0)	5 (62. 5)
重大事態の調査組織は 各学校に設置するため	教委規則の規定に基づき、重大事態が発生した学校において、重大事態の調査組織を設置し、重大事態の調査を行うこととしているため。なお、教委としては、弁護士等の第三者を派遣するなどの支援を行うこととなる。	1 (33. 3)	0 (0.0)	1 (12. 5)
重大事態が発生した際に、速やかに重大事態の調査組織を設置することができる体制を整えているため	設置していないが、あらかじめ調査委員 候補者は選任しており、重大事態が発生し、 教委主体の重大事態の調査が必要となった 場合には、候補者から調査委員を選任し、速 やかに重大事態の調査を行えるようにして いるため。	1 (33. 3)	0 (0.0)	1 (12. 5)
重大事態の調査組織と は位置付けていない が、外部専門家を構成 員とした組織が設置さ れており、重大事態が 発生した際には同組織 を活用していたため	法第28条第1項に基づく重大事態の調査 組織と位置付けてはいないが、いじめの問 題等の解決のための外部専門家を構成員と した組織が設置されており、重大事態が発 生した際には同組織を活用していたため。	0 (0.0)	1 (20. 0)	1 (12. 5)
	合計	3 (100)	5 (100)	8 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 () 内は、構成比である。

図表 3-(1)-① 調査対象 249 校における重大事態の調査組織の設置状況

(単位:校、%)

	設置状況	小	学校	中等	学校	高等	学校	合	計
		学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比
平	時から設置している	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平	時には設置していない	98	100	100	100	51	100	249	100
	学校いじめ対策組織 (法第22条) 等を母体	57	58. 2	50	50.0	43	84. 3	150	60.2
	上記以外	41	41.8	50	50.0	8	15. 7	99	39.8
	合計	98	100	100	100	51	100	249	100

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、平成29年3月時点の状況である。
 - 2 「学校いじめ対策組織(法第22条)等を母体」とは、法第22条において、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校に必ず置かれることとされている組織等を母体として、重大事態の性質に応じて専門家を加えることとするものである。

図表 3-(1)-① 重大事態の調査組織を平時には設置していない 249 校のうち、学校いじめ対策組織等を 母体に重大事態の性質に応じて外部専門家を加えることとする 150 校を除く 99 校におけ る重大事態の調査組織を平時には設置していない主な理由等

(単位:校、%)

主な理由等	小学校	中学校	高等学校	合計
・ 重大事態が発生した場合は、直ちに市教委				
			4	50
必要に応じて速やかに設置することとし	(53.7)	(48.0)	(50.0)	(50.5)
ているため。				
・ 重大事態が発生しておらず、設置する必要				
性がないため。				
・ 県の地方基本方針において、県設置校にお				
ける重大事態の調査は、県いじめ問題対策委				
員会で行うことが規定されているため。				
・ 重大事態の調査は、市教委に設置される附	17	25	4	46
属機関が行い、学校は附属機関に対して積極	(41.5)	(50.0)	(50.0)	(46.5)
的に資料を提供することとしているため。				
市教委において設置されており、学校は調				
・ 学校単独では外部専門家とのつながりは				
少なく、あらかじめ委員を選定しておくこと	2	8	0	10
は難しいため。	(4.9)	(16.0)	(0.0)	(10.1)
・ 外部専門家の確保が難しいため。				
回体 47 1		2	0	5
凹答なし		(4.0)	(0.0)	(5.1)
(参考) 重大事態の調査組織を平時には設置していない学校のうち、学校い				
	41	50	8	99
	 ・ 重大事態が発生した場合は、直ちに市教委に連絡し、市教委の指示の下、いじめの態様に合わせ、重大事態の調査組織を設置することとしているため。 ・ 必要に応じて速やかに設置することとしているため。 ・ 重大事態が発生しておらず、設置する必要性がないため。 ・ 県の地方基本方針において、県設置校における重大事態の調査は、県いじめ問題対策委員会で行うことが規定されているため。 ・ 重大事態の調査は、市教委に設置される附属機関が行い、学校は附属機関に対して積極的に資料を提供することとしているため。 ・ 市教委において設置されており、学校は調査協力する立場であるため。 ・ 学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことは難しいため。 ・ 外部専門家の確保が難しいため。 ・ 内部専門家の確保が難しいため。 	 重大事態が発生した場合は、直ちに市教委に連絡し、市教委の指示の下、いじめの態様に合わせ、重大事態の調査組織を設置することとしているため。 必要に応じて速やかに設置することとしているため。 重大事態が発生しておらず、設置する必要性がないため。 県の地方基本方針において、県設置校における重大事態の調査は、県いじめ問題対策委員会で行うことが規定されているため。 重大事態の調査は、市教委に設置される附属機関が行い、学校は附属機関に対して積極的に資料を提供することとしているため。 市教委において設置されており、学校は調査協力する立場であるため。 学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことは難しいため。 外部専門家の確保が難しいため。 外部専門家の確保が難しいため。 の調査組織を平時には設置していない学校のうち、学校にまた事態の性質に応じて外部専門家を加えることと 	・ 重大事態が発生した場合は、直ちに市教委に連絡し、市教委の指示の下、いじめの態様に合わせ、重大事態の調査組織を設置することとしているため。 ・ 必要に応じて速やかに設置することとしているため。 ・ 重大事態が発生しておらず、設置する必要性がないため。 ・ 県の地方基本方針において、県設置校における重大事態の調査は、県いじめ問題対策委員会で行うことが規定されているため。 ・ 重大事態の調査は、市教委に設置される附属機関が行い、学校は附属機関に対して積極的に資料を提供することとしているため。 ・ 市教委において設置されており、学校は調査協力する立場であるため。 ・ 学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことは難しいため。 ・ 外部専門家の確保が難しいため。 ・ 外部専門家の確保が難しいため。 回答なし	重大事態が発生した場合は、直ちに市教委に連絡し、市教委の指示の下、いじめの態様に合わせ、重大事態の調査組織を設置することとしているため。 必要に応じて速やかに設置することとしているため。 重大事態が発生しておらず、設置する必要性がないため。 重大事態の調査は、県いじめ問題対策委員会で行うことが規定されているため。 重大事態の調査は、市教委に設置される附属機関が行い、学校は附属機関に対して積極的に資料を提供することとしているため。 市教委において設置されており、学校は調査協力する立場であるため。 学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことないます。 ・学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことないます。 ・学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことないます。 ・学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことないます。 ・学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことないます。 ・学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことないます。 ・学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことないます。 ・学校単独では外部専門家とのつながりは少なく、あらかじめ委員を選定しておくことないます。 ・学校単独ではからものでは変にない学校のうち、学校いまな母体に重大事態の性質に応じて外部専門家を加えることとは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 複数の区分に計上している学校がある。
 - 3 ()内は、重大事態の調査組織を平時には設置していない学校のうち、学校いじめ対策組織等を 母体に重大事態の性質に応じて外部専門家を加えることとしている学校を除いた学校数に対する割合である。

図表 3-(1)-① 重大事態の調査組織を平時から設置している 52 教委のうち、構成員を外部専門家等に委嘱等している 50 教委における構成員の職種等

(単位: 教委、%)

構成員の職種等		 数委	市都	数委	合	·計
		構成比	教委数	構成比	教委数	構成比
心理の専門家	16	100	30	88. 2	46	92. 0
弁護士	16	100	29	85. 3	45	90.0
大学教授(准教授及び講師を含む。)	16	100	27	79. 4	43	86. 0
医師	14	87.5	24	70.6	38	76. 0
福祉の専門家	10	62.5	24	70.6	34	68. 0
警察関係者(OB含む)	5	31.3	10	29. 4	15	30.0
元教員	2	12.5	8	23. 5	10	20.0
人権擁護委員	5	31.3	2	5. 9	7	14. 0
PTA代表等	4	25.0	2	5. 9	6	12.0
教委事務局職員	0	0.0	4	11.8	4	8.0
校長会会長等	0	0.0	2	5. 9	2	4.0
教育長	0	0.0	1	2. 9	1	2. 0
その他 (新聞社専務取締役、司法書士、民生児童委員等)	3	18.8	8	23. 5	11	22. 0
(参考) 重大事態の調査組織を平時から設置している教委のうち、構成 員を外部専門家等に委嘱等している教委数	16		34		50	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 複数の「構成員の職種等」の区分に計上している教委がある。
 - 3 構成比は、重大事態の調査組織を平時から設置している教委のうち、構成員を外部専門家等に委嘱 等している教委数に対する割合である。

図表 3-(1)-(3) 調査対象 60 地方公共団体における重大事態の再調査組織の設置状況

(単位:団体、%)

	都道	府県	市町	丁村	合計			
設置状況	地方公共 団体数	構成比	地方公共 団体数	構成比	地方公共 団体数	構成比		
平時から設置している	19	95. 0	20	50.0	39	65. 0		
平時には設置していない	1	5. 0	20	50.0	21	35. 0		
合計	20	100	40	100	60	100		

(注) 当省の調査結果による。なお、平成29年3月時点の状況である。

図表 3-(1)-14 重大事態の再調査組織を平時には設置していない 21 地方公共団体における主な理由

(単位:団体、%)

区分	主な理由	都道府県	市町村	合計
重大事態の 再調査が必 要になった 際に設置す るため	重大事態の再調査が必要になった場合に設置しようと考えているため。重大事態の再調査が必要になった場合に、その都度設置しようと考えているため。	0 (0.0)	13 (65. 0)	13 (61. 9)
その他	 ・ 重大事態が発生した場合には、教委と市長部局が連携して取り組み、市長部局だけの重大事態の再調査は行わないことにしているため。 ・ 重大事態の再調査については、市長部局の職員がいじめ問題に対して専門的な知識や経験を有する第三者の客観的な意見を聞きながら行っていくこととしているが、現在のところ重大事態の再調査組織の設置までは考えていない。 ・ 重大事態の再調査を行うに当たっては、附属機関よりも職員による「調査チーム」のほうが、機動的な対応が可能であることから、知事部局内に同チームを設置し、必要に応じて、いじめ問題について専門的な知識及び経験を有する第三者(弁護士、学識経験者等を想定)から意見等を聴取することとしているため。なお、当該県においては重大事態の再調査に至った事案はないため、同チームを設置したことはない。 ・ 現在、いじめ防止等に関する条例制定の準備中であり、その中で重大事態の再調査組織を設置する予定である。 	1 (100)	7 (35. 0)	8 (38. 1)
	合計	1 (100)	20 (100)	21 (100)

⁽注)1 当省の調査結果による。

^{2 ()} 内は、構成比である。

図表 3-(1)-(5) 重大事態の再調査組織を平時から設置している 39 地方公共団体のうち、構成員を外部専門家等に委嘱等している 21 地方公共団体における構成員の職種等

(単位:団体、%)

集卍号の職種類	都道	府県	市田	丁村	台	計
構成員の職種等		構成比	地方公共 団体数	構成比	地方公共 団体数	構成比
弁護士	14	93. 3	6	100	20	95. 2
大学教授(准教授及び講師を含む。)	14	93. 3	5	83. 3	19	90. 5
医師	14	93. 3	3	50.0	17	81. 0
心理の専門家	13	86. 7	4	66. 7	17	81. 0
福祉の専門家	11	73. 3	3	50.0	14	66. 7
元教員	1	6. 7	1	16. 7	2	9. 5
人権擁護委員	0	0.0	2	33. 3	2	9. 5
警察関係者 (OB含む)	1	6. 7	0	0.0	1	4.8
PTA代表等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
教育長	0	0.0	0	0.0	0	0.0
教委事務局職員	0	0.0	0	0.0	0	0.0
校長会会長等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他(元家庭裁判所調査官、里親会会長、民生児童委員)	2	13. 3	0	0.0	2	9. 5
(参考) 重大事態の再調査組織を平時から設置している地方公共団体 のうち、構成員を外部専門家等に委嘱等している地方公共団体数	15		6		21	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 複数の「構成員の職種等」の区分に計上している地方公共団体がある。
 - 3 構成比は、重大事態の再調査組織を平時から設置している地方公共団体のうち、構成員を外部専門 家等に委嘱等している地方公共団体数に対する割合である。

図表 3-(1)-(16) 調査対象 60 教委における設置校の重大事態の発生状況

(単位:教委、%)

	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
発生状況	県寿	效委	市教	数 委	合計			
光生 扒	教委数	構成比	教委数	構成比	教委数	構成比		
発生している	12	60.0	28	70.0	40	66. 7		
発生していない	5	25. 0	8	20.0	13	21.7		
回答不可	3	15. 0	4	10.0	7	11. 7		
合計	20	100	40	100	60	100		

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、法施行後の平成 25 年 9 月 28 日から 28 年 12 月 1 日までの状況である。
 - 2 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

図表 3-(1)-① 調査対象 60 教委における重大事態の発生件数の公表状況

(単位:教委、%)

	(干団・秋久)/								
公表状況	県教委		市教	效委	合計				
公衣扒仇	教委数	構成比	教委数	構成比	教委数	構成比			
公表している	6	30.0	14	35. 0	20	33. 3			
公表していない	13	65.0	24	60.0	37	61. 7			
回答不可	1	5. 0	2	5. 0	3	5. 0			
合計	20	100	40	100	60	100			

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-18 重大事態の発生件数を公表している 20 教委における主な理由

(単位:教委、%)

区分	主な理由	県教委	市教委	合計
議会、マス コミ等から の問合せが あったため	 積極的に公表はしていないが、議会等の要求に応じて答弁している。 積極的にウェブサイト等で公表はしていないものの、議員や報道機関からの要求や問合せに応じて公表している。 毎年度発生件数自体少なく、公表することにより個別の案件が特定されるおそれがあるため、該当する生徒や保護者の感情を考慮し積極的に公表していないが、問合せに応じて総件数のみ公表している。 	1 (16. 7)	6 (42.9)	7 (35. 0)
地域内の状 況を公表す ることとし ているため	・ 問題行動等調査とは別に県独自に発生件数を調査しており、その結果をウェブサイトで公表することとしている。・ 公立学校で発生した重大事態の発生件数について、問題行動等調査の結果の公表に合わせて公表することとしている。	4 (66. 7)	(7. 1)	5 (25. 0)
その他	・ 重大事態が発生した場合、教委の定例会で報告することとしており、当該議事録(添付資料を含む。)を閲覧に付している。 ・ 総合教育会議で、いじめ事案について報告しており、議事録を公開することとなっているため。 ・ 重大事態の調査組織設置条例施行細則において、教育長が重大事態の調査結果を速やかに公表することによって、自ずと発生件数も明らかとなる。 ・ 重大事態が発生した際には、間違った情報や憶測による誹謗中傷、市民の混乱を避けるため公表した。発生していない年度については「発生していない」と公表している。	1 (16. 7)	7 (50. 0)	8 (40. 0)
	合計	6 (100)	14 (100)	20 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 () 内は、構成比である。なお、構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。
- 3 「総合教育会議」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 1条の4に基づき、地方公共団体の長と教育委員会がいじめによる自殺事案等への対応、教育行政の大綱、重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場である。

図表 3-(1)-19 重大事態の発生件数を公表していない 37 教委における主な理由

(単位:教委、%)

区分	主な理由	県教委	市教委	合計			
問題行動等調 査において、 全国値しか公 表されていな いため	・ 問題行動等調査の結果においても、県別の発生件数は公表されていないため。・ 問題行動等調査の結果において、市別の発生件数は公表していないことから、市が率先して件数を公表する必要性はないと判断しているため。	10 (76. 9)	11 (45. 8)	21 (56. 8)			
個人、事案等 が特定される おそれがある ため	発生件数が少なく、発生件数を公表しただけで発生した事案、学校等が特定される可能性が高いため。学校名、被害者・加害者等、事案に係る内容が特定されるおそれがあるため。	7 (53. 8)	9 (37. 5)	16 (43. 2)			
被害者感情を 考慮している ため	・ 被害者家族が、発生件数が公にされている状況 を知った場合、傷つけるおそれがあるため。	2 (15. 4)	5 (20. 8)	7 (18. 9)			
重大事態が発 生していない ため	・ 重大事態が発生していないため。・ これまで重大事態が発生していなかったため。	1 (7. 7)	6 (25. 0)	7 (18. 9)			
その他	・ 法においても公表することとなっていないため。・ 重大事態の発生件数を公表する方法について現在検討中のため。・ 公正・中立な重大事態の調査を進めていく上での影響も鑑み、調査段階での公表は差し控えている。	1 (7. 7)	4 (16. 7)	5 (13. 5)			
(参考) 重大事	(参考) 重大事態の発生件数を公表していない教委数 13 24 37						

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 複数の区分に計上している教委がある。
 - 3 () 内は、重大事態の発生件数を公表していない教委数に対する割合である。

図表 3-(1)-② 重大事態が発生している 40 教委における調査報告書の公表状況

(単位:教委、%)

公表状況	県教委		市教委		合計	
公衣扒儿	教委数	構成比	教委数	構成比	教委数	構成比
公表している	2	16. 7	10	35. 7	12	30.0
公表していない	10	83.3	16	57. 1	26	65.0
その他	0	0.0	2	7. 1	2	5. 0
合計	12	100	28	100	40	100

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

図表 3-(1)-② 調査報告書を公表している 12 教委における主な理由

(単位:教委、%)

ラ ハ	ナ が油井	旧松子		教安、%) △ ⊋ l
区分	主な理由	県教委	市教委	合計
再発防止、未然防止のため	 自殺事案1件については、被害生徒が自殺に至った経緯・背景等を明らかにし、再発防止に資するため、遺族に説明し、了解を得た上で公表した。なお、他の重大事態は、被害児童生徒及び保護者から、公表を求める意向が示されていないこと、被害児童生徒及び加害児童生徒が特定されるおそれがあることから公表していない。 ・ 重大事態の調査組織からの答申の内容は、学校教育に対する提言や今後の在り方についてであり、未然防止を目的とした内容であるため。 ・ 重大事態の調査組織からの答申への対応を作成・公表する上で、再発防止に向けての必要な情報であると判断したため。 ・ 生命心身財産重大事態については、事案発生時に報道されており、市民の関心も高いことから、行政の説明責任を果たすとともに、再発防止を期す強い決意を示すため公表した。なお、不登校重大事態については、不登校となった児童生徒の今後の学校復帰に向け、関係児童生徒に指導を行う上での配慮から調査結果を公表していない。 ・ 調査報告書にまとめられた意見や提言等は、対応が至らなかった点についての厳しい指摘であるとともに、今後の対応はもとより、未然防止への貴重な知見であるため。 	1 (50. 0)	5 (50. 0)	6 (50.0)
規よすをいるため	 ・ 重大事態の調査組織設置条例施行細則において、教育長が調査結果を速やかに公表することと定めているため。 ・ 重大事態の調査組織設置要綱において、プライバシーを保護するため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をした上で公表する旨が定められているため。 ・ 重大事態の調査組織運営規則において、「市長及び教育委員会は、前項の規定による意見の具申がされたときは、当該意見の内容を公表するものとする。ただし、当該調査事案において被害を受けた児童等又はその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護する者をいう。)が公表を希望しない場合は、この限りでない」とされているため。報道等を通して公になった事案については公表してお 	0 (0.0)	4 (40.0)	4 (33. 3)
その他	報道等を通じて公になった事業については公表しており、今回の事案では、保護者の同意を得て概要版を公表した。	1 (50. 0)	1 (10. 0)	2 (16. 7)
	合計	2 (100)	10 (100)	12 (100)

⁽注) 1 当省の調査結果による。

^{2 ()}内は、構成比である。

図表 3-(1)-② 調査報告書を公表していない 26 教委における主な理由

(単位:教委、%)

区分	主な理由	県教委	市教委	合計
個人、事案等 が特定され るおそれが あるため	 学校名、被害者・加害者等及び事案に係る内容が特定されるおそれがあるため、個人情報保護条例に基づき、公表していない。 公表することにより、個人や学校が特定される可能性があるため。 被害生徒が特定されるなど、二次的被害が発生するおそれがあるため。 	6 (60.0)	9 (56. 3)	15 (57. 7)
被害者感情を考慮しているため	被害児童・保護者にとってデリケートな問題であり、被害者感情を考慮する必要があるため。本事案が複雑な要因を有しており、被害児童生徒、被害者家族にとってデリケートな問題であるため。被害児童生徒の保護者が公表を望まないため。	4 (40.0)	6 (37. 5)	10 (38. 5)
児童生徒の 将来を考慮 したため	被害児童生徒の保護を最優先にすることを基本スタンスとしている。公表によって児童生徒の社会生活や学校生活への復帰が難しくなることも考えられることから公表しないことを原則としている。児童生徒の将来を踏まえ、公表していない。	1 (10. 0)	4 (25. 0)	5 (19. 2)
公表が義務 ではないた め	公表することは義務となっていないため。公表に関しての法的義務はないため。	2 (20. 0)	2 (12. 5)	4 (15. 4)
その他	 調査報告書は、被害児童生徒の保護者に対し、事案の事実内容や学校の課題等を明らかにすることで、当該学校における再発防止を図るために作成するものであるため。 今後、個人情報保護、生徒の将来性への影響、生徒・家族の心情などを踏まえて適切に対応する。 公表の可否は、調査主体の県立学校の判断によるため。 市の地方基本方針において公表することが定められていないため。 	2 (20. 0)	2 (12. 5)	4 (15. 4)
(参考)調査	報告書を公表していない教委数	10	16	26

⁽注)1 当省の調査結果による。

² 複数の区分に計上している教委がある。

^{3 ()}内は、調査報告書を公表していない教委数に対する割合である。

図表 3-(1)-② 重大事態の調査結果の公表に関する教育長等の主な意見

主な意見

- ・ 公表は再発防止のためであるが、被害者が公表しないでほしいとの意向であればすべきではない。 子供が亡くなった事案は公表すべきと考えるが、不登校の場合は、子供がまた学校に行けるという ことが大事であり、公表されることにより行きにくいと思っている場合に公表するのは望ましくな い。
- ・ 重大事態について、公表すべきとの風潮があるが、遺族、加害者とされる者、その保護者等多くの関係者への配慮は最優先されるべきであり、それらを無視して、公表することはできない。したがって、国(文部科学省)は、どのタイミングで、どのような場合に、どの範囲まで公表するのかといった詳細な基準を策定して周知する必要がある。
- ・ 重大事態を公表することの目的は、重大事態の再発防止のための教訓(再発防止対策等)の共有であるものの、マスコミ等が着目する部分は、どこの学校で発生したのかといった点であり、必ずしも良い方向に作用しないことを危惧している。公表の判断は地方公共団体に委ねられているものと認識しているが、重大事態の公表の方法等について、国が示してもらえると有り難い。
- ・ 自死事件等が発生した場合は、内容によって公表の必要性があると思われるが、通常の重大事態 は、関係児童生徒がまだ学校に通学しており、プライバシーの関係もある。
- ・ 調査報告書の公表に関しては、原則、一律公表という方向は難しい。不登校重大事態に該当する ものは、①家庭内のことなどいろいろな要因が包含されていること、②被害者や加害側の子供も、 地域で見守り育てていく必要があることなどから、公表に際しては、慎重に判断することが必要で ある。
- (注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-② 重大事態の再発防止のために調査報告書を活用している取組

区分	内容
	・ 県教委は、県内の市設置校で発生した重大事態について、調査報告書を再発防
	止のために活用してほしいという当該重大事態が発生した市教委の意向を踏ま
	え、県内の市教委に対し、個人情報等をマスキングした調査報告書を配付してい
	る。
	しかし、同県教委は、再発防止に活用してもらうよう各市教委に調査報告書を
	配付したものの、調査報告書を厳格に管理することを強調しすぎた結果、市教委
	のほとんどは市設置校まで情報を提供せず、結果的に、県内の他の市で再度重大
	事態が発生したことから、調査報告書が十分にいかされなかったとしている。
	このことを踏まえ、同県教委は、県内の他の市で重大事態が発生した直後の臨
	時校長研修会において、県内の国公立小・中・高等学校及び特別支援学校の校長
那 木 却 <u>什</u> 妻子. 44	に対し、調査報告書を直接配付するとともに、調査報告書の管理方法を緩和(ナ
調査報告書を共	ンバリングした上でコピーすることを許可)することにより、調査報告書が各学
有しているもの	校において十分活用されるよう工夫を図っている。
	・ 市教委は、市設置校で発生した重大事態の調査報告書において、大きな問題点
	として、①いじめの認知と管理職への報告、②保護者の要望への適切な対応及び
	③学校の組織的な対応について指摘された。
	そのため、同市教委では、市設置校の校長を対象とした研修会において、調査
	報告書を配付し、調査報告書の内容も踏まえ、全教職員がいじめの確認や再発防
	止を徹底するよう指導している。
	・ 市教委は、市設置校で発生した重大事態について、調査報告書がまとめられた
	ことを受け、市設置校の校長に対し、調査報告書の概要版を配付するとともに、
	校長園長会において調査報告書の内容について説明し、再発防止のための講話を
	行っている。

また、同市教委では、調査報告書を基に反省点や教訓等をまとめた資料を作成し、講話の際に配付している。

・ 県教委は、県設置校で発生した重大事態について、調査報告書で指摘された課題・提言を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための重点事項を 作成し、県の教育局長、県設置校の校長及び市教委教育長宛てに通知することに より、当該重点事項に沿った取組の充実を依頼している。

また、当該重大事態の再調査の必要性の有無について、重大事態の再調査組織が審議した結果、重大事態の再調査は不要であるとの結論が出されたが、その際、今後のいじめ防止等に向けての提言がまとめられている。同県教委は、当該提言が知事から県教育長に通知されたことを受け、当該提言についても県の教育局長、県設置校の校長及び市教委教育長宛てに通知し、当該提言を踏まえたいじめ問題への対応の要請を行っている。

調査報告書で示された提言内容 を共有している もの なお、県内の私立学校で発生した重大事態についても、重大事態の再調査組織が重大事態の再調査の必要性の有無を審議しており、審議結果を踏まえ、知事部局が重大事態の態様や経緯、いじめの背景、学校で講じられた再発防止策を取りまとめた資料を作成した上で、県教委に通知し、当該資料を活用したいじめ防止対策の取組の周知を依頼しており、私立学校で発生した重大事態についても、重大事態発生校や私学担当部局内にとどまることなく、県内の公立学校に対しても情報共有が行われている。

・ 市教委は、学校のいじめ防止等の対策の充実を図るため、市設置校で発生した 重大事態について、調査報告書の提言等を整理するとともに、重大事態の調査組 織の意見も踏まえ、今後のいじめ防止等対策の推進課題を取りまとめ、市設置校 に対して通知している。

また、当該通知においては、教職員向けの「いじめ対応チェックリスト」を添付しており、校内研修や取組評価の際に活用し、個人及び組織としていじめへの対応状況等について振り返りを行い、教職員のいじめ防止等に対する意識の維持・高揚を図るよう要請している。

なお、平成27年度末には、市設置校における全教職員が「いじめ対応チェックリスト」に記入した結果を取りまとめた。

・ 県教委は、県内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書において、重大事態が発生した学校で学校基本方針に定めた取組を十分に講じていない(いじめ防止対策組織が事実上活動していない、定められた時期にアンケートを実施していない等)という指摘がなされていることを踏まえ、県内の公立小・中・高等学校及び特別支援学校で策定済みの学校基本方針について教職員間で共通理解が図られているか、また、学校基本方針に示されている取組が計画に沿って実施されているか等について点検を行っている。

また、同県教委は、年度末には、同様の点検を行い改善措置状況のフォローアップを行っている。

・ 県教委は、県設置校で発生した重大事態について、調査報告書で指摘された課題・提言として、学校基本方針に基づいた組織的対応が示されたことを踏まえ、各学校が学校基本方針で定めた年間計画(生徒指導計画、面談・実態調査の実施計画、校内研修・会議計画、いじめ防止のための会議及び評価計画)の実施状況を、年度途中及び年度末の2回、県設置校から報告させている。

同県教委は、年度途中の状況を整理したところ、①個別面談が学校基本方針の 年間計画では実施することとされているものの実施されていない学校及び②いじ めアンケートを年間計画では実施することとされているものの実施されていない 学校がみられたため、当該学校に対して、学校基本方針の年間計画の取組を徹底 するよう指導した。

・ 市教委は、市設置校で発生した重大事態について、調査報告書が取りまとめられたことを受け、市設置校の校長会において、調査報告書の概要、再発防止のための提言内容(①学校の全職員による情報共有化と問題意識の統一化を図るため記録の文書化が必要であること、②学校内の交友関係以外で発生した問題の早期発見・解決につなげるため、少なくとも校庭で行っているクラブ活動等学校外組織と連携することが必要であること)を説明し、提言を踏まえた取組を依頼している。

その後、同市教委は、市設置校を対象とするアンケート調査を実施し、提言内容を踏まえた取組状況(①責任者を決め、いじめに関する記録(個票)を残しているか、②少年スポーツ団体(学校施設使用)や学童保育の代表者等と情報交換の場を持ったか)を把握の上、改善予定のない小学校2校に対して、必ず取組を行うよう指導し、同種の事態の再発防止を図っている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-② 重大事態に該当するか否かを判断するため、外部専門家を活用している取組

内 穷

市教委では、例えば心身の被害や不登校の原因がいじめによるものなのか、それとも別の要因によるものなのかなど、重大事態に該当するか否かの判断が難しく、総合的に判断する際には専門家の助言が必要であるとしている。

そのため、同市教委は、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神科医師等を構成員とするサポート会議を設置し、重大事態が疑われる事案については、同会議において専門家の助言を受けて、同市教委が重大事態に該当するか否かの判断をしている。

同市教委は、同会議の設置以降約7か月の間に、重大事態が疑われる9件の事案を審議し、1件を 重大事態と判断し、重大事態の調査組織で調査したとしている。

同市教委は、残り8件を重大事態に該当しないと判断した理由について、いずれも30日以上不登校が続いた事案であるが、同会議の専門家の指導助言を基に、それぞれの事案の不登校の要因を分析すると、いじめにより不登校になったということではなく、主として家庭での家族関係の問題や被害児童生徒個人の特性が強く影響して不登校になっていると判断したためとしている。しかし、重大事態に該当しないと判断した事案であっても、例えば家族関係の問題で不登校になっている事案については、同会議から、児童生徒だけではなく保護者もSCのカウンセリングを受けるのが望ましいとの助言を踏まえ、対応した結果、親子関係が改善されて、児童生徒は精神的にも安定するようになったとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-29 重大事態の発生を受けて、いじめ対応マニュアルを改定している取組

内容

市教委は、重大事態の発生を受けて、教職員間で発達障害に関する認識が不足していたとの反省から、発達障害のある子供の特徴等を整理し、発達障害のある子供への対応や関わり方のポイントなどを中心に、いじめ対応マニュアルを改定している。

なお、改定したいじめ対応マニュアルについては、生徒指導担当者会議等において、内容を周知している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-② 重大事態の発生報告の様式等を定めている取組

市教委は、重大事態が発生した際に市長部局等が当該事業について十分に理解できるようにすること、市長が重大事態の再調査をする必要があるか否かを容観的に判断できるようにすることを目的として、発生報告の様式及び調査報告書の様式を定めている。 発生報告の様式 「 発生日時 平成 年 月 日 () 時 分~ 時 分 2 事態の内容 落該当事態の () に〇を記入 () 児童生後が田舎の規則を対とを金値なくされている方はその疑いがある () () 別 原生後、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった () 第289の具体的内容 3 被志児産生徒 「上島の 保護・ 学年・組 性別 年齢 備考 甲 人	区分	人事態の発生報告の様式等を定めている取組 内 容				
判断できるようにすることを目的として、発生報告の様式及び調査報告書の様式を定めている。		市教委は、重大事態が発生した際に市長部局等が当該事案について十分に理解で				
定めている。 発生報告の様式 1 発生日時 平成 年 月 日() 時 分~ 時 分 2 事態の内容 ※該当事態の()に○を記入 (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重なだ複声が生じた又はその疑いがある() (2) 児童生徒の知言学校を欠席することを余儀なくされている又はその疑いがある() (3) 児童生徒 (機識者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった() ※(3)の具体的内容 3 被害児童生徒 (氏名 学年・組 性別 年齢 備考 甲		きるようにすること、市長が重大事態の再調査をする必要があるか否かを客観的に				
雅生報告の様式 1 発生申畴 平成 年 月 日() 申 分~ 時 分 2 事態の内容 ※該当事態の()にOを記入 (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた又はその疑いがある()(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余能なくされている又はその疑いがある()(3) 児童生徒 保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった()※(3)の具体的内容 3 被害児童生徒 「長名 学年・組 性別 年齢 備考 甲 乙		判断できるようにすることを目的として、発生報告の様式及び調査報告書の様式を				
1 発生1時 平成 年 月 日() 時 分~ 時 分 2 事態の内容 ※該当事態の() に○を記入 (1) 児産生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた又はその疑いがある() (2) 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった() (3) 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった() ※(3)の具体的内容 3 被害児童生徒 兵名 宇・組 住別 年齢 備考 甲		定めている。				
1 発生日時 平成 年 月 日() 時 分~ 時 分 2 事態の内容 ※該当事態の() に○を記入 (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた又はその疑いがある() (2) 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった() (3) 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった() (3) 漫音生徒 (表名 学年・組 性別 年齢 備考 甲 人						
時 分~ 時 分 2 事態の内容 ※該当事態の() に○を記入		発生報告の様式				
2 事態の内容 ※該当事態の () に○を記入 [1] 児童生徒の生命、心身又は財産に重かな被害が生じた又はその疑いがある () [2] 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている又はその疑いがある () [3] 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった () ※(3)の具体的内容 3 被害児童生徒 「大名」 学年・組 性別 年齢 備考 甲 乙 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一						
(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた又はその疑いがある() (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている又はその疑いがある() (3) 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった() ※33の具体的内容 3 被害児童生徒 「大名 学年・組 性別 年齢 備考 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		स्त \mathcal{J} स्त \mathcal{J}				
(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている又はその疑いがある() (3) 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった () ※(3)の具体的内容 3 被害児童生徒						
() (3) 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった() ※児の具体的内容 3 被害児童生徒						
※(3)の具体的内容 3 被害児童生徒		()				
重大事態の発生 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日						
重大事態の発生 報告の様式又は 調査報告書の様式を定めている もの 5 (1) 事態の経緯等 (発生の原因や背景) (2) いじめ等の概要 (加害、被害状況等について) (3) その他参考事項 6 学校の対応 7 報告者 職名 氏名 性別 年齢 備考 備考 職名 氏名 性別 年齢 備考 一番 職名 氏名 性別 年齢 備考 1 事態の内容 2 発生 日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)						
氏名 学年・組 性別 年齢 備考 甲 乙 下丙 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日						
重大事態の発生報告の様式又は調査報告書の様式を定めているもの 5 (1) 事態の経緯等(発生の原因や背景) (2) いじめ等の概要(加害、被害状況等について) (3) その他参考事項 6 学校の対応 7 報告者 職名 氏名 性別 年齢 備考 調査報告書の様式 1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等児童(生徒)の氏名等児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)						
西		甲				
重大事態の発生 報告の様式又は 調査報告書の様式を定めている もの						
報告の様式又は 調査報告書の様式を定めている もの 5 (1) 事態の経緯等(発生の原因や背景) (2) いじめ等の概要(加害、被害状況等について) (3) その他参考事項 (6 学校の対応 7 報告者 職名 氏名 性別 年齢 備考 調査報告書の様式 1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)	重大事能の発生	4 加害児童生徒				
調査報告書の様式を定めているもの 5 (1) 事態の経緯等 (発生の原因や背景) (2) いじめ等の概要 (加害、被害状況等について) (3) その他参考事項 6 学校の対応 7 報告者 職名 氏名 性別 年齢 備考 調査報告書の様式 1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)		対				
丙		甲				
5 (1) 事態の経緯等 (発生の原因や背景) (2) いじめ等の概要 (加害、被害状況等について) (3) その他参考事項 6 学校の対応 7 報告者 職名 氏名 性別 年齢 備考 調査報告書の様式 1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)	式を定めている					
(2) いじめ等の概要 (加害、被害状況等について) (3) その他参考事項 6 学校の対応 7 報告者	もの					
(3) その他参考事項 6 学校の対応 7 報告者		5 (1) 事態の経緯等 (発生の原因や背景)				
(3) その他参考事項 6 学校の対応 7 報告者		(2) いじめ等の概要 (加害、被害状況等について)				
6 学校の対応 7 報告者 職名 氏名 性別 年齢 備考 調査報告書の様式 1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)						
7 報告者 職名 氏名 性別 年齢 備考 調査報告書の様式 1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)		(3) その他参考事項				
職名 氏名 性別 年齢 備考 調査報告書の様式 1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)		6 学校の対応				
職名 氏名 性別 年齢 備考 調査報告書の様式 1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)		7 超生老				
1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)						
1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)						
1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)						
1 事態の内容 2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)		調本報告書の様式				
2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時~ 3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)						
3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)						
児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(甲)		2 発生日時等				
「不殴日八年 (今リガル)						
現住所						
4 1) ごみ築を行った旧寺(仕仕)の氏を筮		4 12ドルダな行った旧辛(仕往)の氏々な				
4 いじめ等を行った児童(生徒)の氏名等 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(乙)						

児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(丙) 児童(生徒)氏名 (ふりがな) 歳 男・女 学年 組…以下(丁)

- 5 負傷・損害等の程度
- 6 重大事態発生の状況 ※時系列で
- 7 重大事態発生の背景事情の問題点
- 8 学校の対応
- (1) 重大事態発生前の学校の対応(認知の有無等) ※時系列で
- (2) 重大事態発生後の学校の対応(関係者への対応等) ※時系列で
- (3) 再発防止のための対応
- 9 関係者の意見(いじめ等を受けた児童生徒、保護者の意見を必要に応じて記載) ※別紙添付可

県教委は、県の地方基本方針において、県内の市設置校において重大事態が発生 した場合、市教委は学校からの報告を受け地方公共団体の長に報告するとともに、 県教委にも報告することとしている。

そのため、同県教委は、重大事態が発生した際の市教委及び市設置校における事務負担軽減の観点から、発生報告の様式、調査報告書の様式及び調査報告書の概要の標準様式を定めている。

重大事態の発生 報告の様式又は 調査報告書の様 式を定めている もの(再掲)

発生報告の様式

1 重大事態が発生した学校

○○○○立○○○○学校(校長:○○ ○○)

- 2 重大事態の種類
- □ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると き。(法第28条第1項第1号)
- □ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある と認めるとき。(同条同項第2号)
- □ いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったとき。(法に対する附帯決議第 5項)
- 3 関係児童等の属性

	学年・学級	氏名	年齢	性別
被害者				
加害者				

- 4 事案の概要
- ① 報告の時点における対象児童生徒の状況
- ② 重大事態に該当すると判断した根拠 (判断主体…学校の設置者又は学校) (重大事態に至ると判断した基準時…不登校重大事態の場合は欠席期間を含む。) (重大事態に該当すると判断したいじめの事案)
- 5 学校の対応及び今後の方針
- 6 特記事項

調査報告書の様式

- 1 事案の概要
- (1) 学校名、校長名、当該児童生徒・関係児童生徒名
- (2) 発生時期、場所
- (3) 重大事態の概要
- 2 調査の概要
- (1) 調査期間
- (2) 調査組織及び構成員(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
- (3) 調査方法
- 3 調査内容
- (1) 行為について
 - ※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いっ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。
 - ※ 学校や学校を設置する教育委員会の対応や指導についても時系列で記載。
- (2) これまでのいじめに関する学校の取組、家庭環境等
- 4 考察・評価
- (1) 調査結果(いじめに当たるかどうかの考察)
- (2) 学校のこれまでの取組や対応についての評価
- 5 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援等の方策
- (1) 対象児童生徒への支援
- (2) いじめがあったと認定される場合は、加害児童生徒への指導・支援方策についても記載
- 6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長(又は設置者)の所見

重大事態の発生 報告の様式又は 調査報告書の様 式を定めている もの(再掲)

調査報告書の概要の様式

- 1 事案の概要
- (1) 学校名、校長名、当該児童生徒・関係児童生徒名
- (2) 発生時期、場所
- (3) 重大事態の概要
- 2 調査の概要
- (1) 調査期間
- (2) 調査組織及び構成員(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
- (3) 調査方法
- 3 調査内容
- (1) 行為について
 - ※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いっ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で簡潔に記載。
 - ※ 学校や学校を設置する教育委員会の対応や指導についても時系列で簡潔に記載。
- (2) これまでのいじめに関する学校の取組、家庭環境等
 - ※ 簡潔に記載
- 4 考察・評価
- (1) 調査結果(いじめに当たるかどうかの考察)
 - ※ 簡潔に記載
- (2) 学校のこれまでの取組や対応についての評価
 - ※ 簡潔に記載
- 5 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援等の方策
- (1) 対象児童生徒への支援
- (2) いじめがあったと認定される場合は、加害児童生徒への指導・支援方策についても記載

6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長(又は設置者)の所見

県教委は、重大事態及び重大事態が疑われる事案が発生した際に、学校としての 組織的な対応や円滑な対応がとれるようにするため、重大事態の調査組織での検討 も踏まえ、必要最低限、簡潔なものとして「いじめ事案(重大事態及び重大事態が 疑われる事案)への対応ガイドライン」を作成し、県立高校に配付している。

当該ガイドラインでは、重大事態が発生した際の基本的な対応や留意点を示すとともに、発生報告の様式や学校が初期調査を実施した後の報告様式等を示している。

発生報告の様式

1 重大事態の種別

□ 心身又は財産に重大な被害が生じた疑い □ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い □ いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあった 2 いじめの疑いあり、いじめの事実の有無を確認することに至った経緯 □ 生徒からの情報 (アンケートを含む) □ 職員による情報 □ 保護者からの相談・情報 □ 外部機関 (教育委員会・警察・地域住民等) からの通報 □ その他 ()

重大事態の発生 報告の様式又は 調査報告書の様 式を定めている もの(再掲)

3 いじめ事案の概要

被害生徒氏名

加害生徒氏名

発生日時	平成 年 月 日() 時
場所	
概要	※ 発生日時は、いじめを疑う事案が発生した日(質問紙調査実施日、生徒・保護者・外部から相談・通報があった日など)を記載してください。※ 時系列で簡潔に記載してください。※ 関係生徒の氏名・保護者名は記載せず、生徒A(学科、学年、性別)・生徒A保護者等により記載してください。

学校が初期調査を実施した後の報告様式

1 里/	八事態の性別
	心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
	(具体的に:
	相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
	(具体的に:
	いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあった
	(具体的に:
2 V	じめの疑いあり、いじめの事実の有無を確認することに至った経緯
	生徒からの情報(アンケートを含む)
	職員による情報
	保護者からの相談・情報
	外部機関(教育委員会・警察・地域住民等)からの通報
	その他()
3 関係	系生徒氏名

※ 生徒氏名は記載せず、生徒A(学科、学年、性別)等により記載し

生徒氏名は記載せず、生徒A(学科、学年、性別)等により記載し

てください

てください 4 いじめ事案の概要 発生日時 年 月 日 () 概 ※ 発生日時は、いじめを疑う事案が発生した日(質問紙調査実施日、生徒・ 保護者・外部から相談・通報があった日など)を記載してください。 ※ 時系列で簡潔に記載してください。 ※ 関係生徒の氏名・保護者名は記載せず、生徒A(学科、学年、性別)・生 徒A保護者等により記載してください。 5 学校の対応 認知後の学校の 対応 警察等関係機関 への対応 報道機関への情 報提供 6 いじめの事実の有無の確認 ※ 記載例 「学校いじめ問題対策委員会で確認した結果、いじめの事実があったことを報告しま 「学校いじめ問題対策委員会で確認した結果、いじめの事実がなかったことを報告し ます。(理由)」 7 今後の対応 ※ 本事案への対応が今後も継続する場合は、その対応案の内容を記載してください。 県教委は、県設置校において重大事態が発生した際の知事への報告について、教 委規則において、発生報告の様式を定め、報告内容を明確化している。 また、同教委規則において、調査結果の報告は、①重大事態に係る事実関係、② 重大事態への当該学校及び当該学校の教職員の対応、③重大事態に対し県教委又は 当該学校が講じた措置及び④県教委又は当該学校が当該報告に係る重大事態と同種 の事態の発生の防止のために講ずる措置を記載した書面により行うこととすると定 めることにより、記載内容を明確化している。 発生報告の様式 いじめの防止等に関する条例第28条の規定により、次のとおり報告します。 重大事態の種別 いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがある。 在籍する児童生徒又はその保護者から重大事態が発生した又は発生した疑いがある

牛年

月日

課程

学科

年

年 月 日

課程

科

性別

学年

住所

-181 -

との申立てがあった。

(ふりがな)

いじめを受けた

児童生徒の氏名

(ふりがな)

重大事態の発生

報告の様式又は調査報告書の様

式を定めている

もの (再掲)

保護者の氏名							
認知日時	Ĵ.	年	月日((曜日)	午前・午後	時(分
重大事態の概要	71 41						
いじめを受け	た児童生						
徒の現状		(不登校の	場合)報	告日にお	ける欠席日数		日
認知後の学校の)対応						
警察等関係機	関への対						
応							
報道の有無							
児童生徒・保護	者から重						
大事態が発生	した等申						
立ての内容							

県教委は、県設置校における重大事態の発生を受け、再発防止策の一つとして、 重大事態の判断・対応、再発防止に向けた取組等について記載した「いじめの重大 事態に係る対応マニュアル」を作成した。

当該マニュアルは、重大事態の判断方法について、事例を交えて記載し、重大事態への対応の流れを示したフロー図や発生報告の様式を掲載するとともに、学校における調査方法、被害児童生徒の保護者へ情報提供する際の留意点等を記載している。

重大事態の発生 報告の様式又は 調査報告書の様 式を定めている もの(再掲) なお、県教委では、全ての県設置校に対して同マニュアルを配付するとともに、 県内の全市に対して参考資料として同マニュアルを配付し、重大事態の発生に際し て適切な対応が図られるよう指導している。

発生報告の様式

1 報告種類	1 第1報告 2 重大事態発生報告
	※該当に○
2 事案の概要	
(1)いじめを受けたとされる	課程 科 年(才)性別
児童生徒	氏名()
	※被害児童生徒が複数の場合追加すること
(2)いじめを行ったとされる	課程 科 年(才)性別
児童生徒	氏名()
	※加害児童生徒が複数の場合追加すること
(3)いじめが行われたと疑わ	平成 年 月 日~
れる時期	平成 年 月 日
(4)学校が本事案を認知した	平成 年 月 日
時期	
(5)事案の内容	○発見のきっかけ
	○いじめの態様等
	○当該児童生徒の現在の状況
	【被害児童生徒】
	【加害児童生徒】
(6)学校の指導経過	

県教委は、県設置校で発生した重大事態の調査報告書において指摘された課題を 踏まえ、再発防止策を取りまとめ、同種の事態の再発防止に係る取組を県設置校全 体に対して行っている。

例えば、学校における不登校重大事態への対応手順について、3 日間連続して欠席した場合の対応から県教委事務局への不登校重大事態の発生報告までの判断基準 や報告内容を明記した対応フロー図を作成し、県設置校に通知している。

重大事態発生時 の対応手順を定 めているもの

県教委は、法施行前に県設置校において自殺事案が発生し、当該事案の調査報告書において、県教委は平常時から重大事態発生に備えたマニュアル整備に努めるべき等の提言がなされたことを踏まえ、いじめが背景に疑われる重大事態(児童生徒が自殺を企図した場合)への対応に係るマニュアルを作成している。

また、同県教委は、県設置校に対し、当該マニュアルを参考に校内マニュアルを 作成するよう指示し、作成の進捗状況を確認するとともに、県設置校の校長を対象 とした研修会において、各学校の校内マニュアルを持ち寄ってグループ別討議を実 施するなどの取組を行っている。

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、各種様式については、教委の資料を基に当省が作成した。
 - 2 重大事態の類型は、生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の2種類であるとされており、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じたという申立て」があったときは、重大事態の「疑いがある」と認められることを示したものとされている。このため、文部科学省は、重大事態の発生報告の様式において、重大事態の類型として「いじめにより重大な被害が生じたという申立て」も含めた3種類としていることは適切ではないとしている。

図表 3-(1)-2® いじめが解消したと判断した事案についても、その後の状況を把握するようにしている 取組

内 容

市教委は、県内において児童生徒のいじめが原因と考えられる自殺が相次いで発生している事態を踏まえ、市設置校に対し、経過観察中の事案だけでなく、いじめが解消したと判断した事案についても、関係した児童生徒に対する面談を行い、その後の状況を把握することにより、重大事態の発生の防止を徹底するよう指示している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-② 調査対象 20 県教委における県内の市設置校で重大事態が発生した際の当該重大事態の 把握状況

(単位:県教委、%)

把握状況	県教委数	構成比
把握している	15	75. 0
把握していない	4	20.0
回答不可	1	5. 0
合計	20	100

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-3 県内の市設置校で重大事態が発生した際に当該重大事態を把握している 15 県教委にお ける主な理由

(単位:県教委、%)

区分	主な理由	県教委
市教委又は市設 置校に対し助言 や支援を行うた め	 広域行政体として、県内の状況を把握するとともに、緊急的な支援の必要性を判断するため。 広域行政体として、県内の状況を把握するとともに、重大事態が発生した学校及び市教委への支援を行う必要があるため。なお、県の地方基本方針等において、市教委に対し、県教委への重大事態の認知の情報提供を求めている。 県の地方基本方針の中で、県設置校及び市設置校において重大事態が発生した場合に、情報共有や専門家の派遣等の支援が定められており、支援するため。 	8 (53. 3)
自殺事案等を文部科学省に情報提供するため	 文部科学省から情報提供を求められている「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告に該当する事案についてのみ把握している。 いじめの重大事態としての把握ではないが、文部科学省からの通知及び広域行政体として、県内の状況を把握しておく必要があるため、自殺事案等特に重大なものについては、県内の市教委からの情報提供を求めている。この際の情報提供の中に、いじめの重大事態の案件が含まれる場合がある。 	5 (33. 3)
今後の再発防止 策等を検討する ため	 広域行政体として、県内の状況を把握し、再発防止策を検討するため。 県内の生徒指導上の諸問題の状況(いじめを含む。)を把握し、未然防止の取組等、生徒指導の充実に資するため。 県教委として必要な施策について検討したり、会議等を通じて市教委に情報提供や未然防止に向け注意喚起したりするため。 	(20. 0)
・ 市設置校で発生した重大事態についても、市の重大事態の調査・ 重大事態の再調査の後、市長等から県に調査依頼があった場合は、 県の重大事態の調査組織が調査を行う仕組みとなっており、可能 な限り状況を早期に把握するため。 ・ 問題行動等調査とは別に独自にいじめの調査をしているため。 (参考)県内の市設置校で重大事態が発生した際に当該重大事態を把握している県教委数		(13. 3) 15

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 複数の区分に計上している県教委がある。
- 3 ()内は、県内の市設置校で重大事態が発生した際に当該重大事態を把握している県教委数に対する割合である。
- 4 「広域行政体」とは、市を包括する広域の地方公共団体をいう。

図表 3-(1)-③ 「「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について」(平成 27 年 4 月 24 日 付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡) <抜粋>

「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について

児童生徒をめぐる重大事件や児童生徒の自殺については、事実関係の正確かつ迅速な把握が必要であり、これまでも文部科学省では、「「児童生徒の事件等報告書」について」(平成 18 年 12 月 27 日付け事務連絡)にて、事件等の発生について各都道府県・指定都市教育委員会に報告書の提出を依頼していたところですが、この度、その徹底に向けて、情報提供いただく事件等について整理し、明確化しましたので、今後、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては、管下の学校(域内の市区町村教育委員会の管下の学校を含む。)の児童生徒に係る重大な事件等が発生した場合は、下記により、文部科学省初等中等教育局児童生徒課まで御一報いただきますよう改めてお願いいたします。

記

- 1 情報提供いただきたい事件等
- (1) 児童生徒が自殺した場合(自殺が疑われる場合や未遂を含む。)

<u>いじめを受けていた、</u>友人関係で悩んでいた、教職員との関係で悩んでいた(これらの可能性があるものを含む。)<u>など、学校生活に起因する可能性がある場合や、事案が全国報道で扱われ得る</u>場合は、速やかに一報をお願いします。

なお、一報とは別に、「学校の管理職が、自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したもの」については「児童生徒の自殺等に関する実態調査について(依頼)」 (平成23年6月1日付け23初児生第8号)により調査票の提出をお願いします。

- (2) 学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為を起こした場合
 - ※ 殺人未遂、強盗、詐欺又は強制わいせつなどの事案も、全国報道で扱われ得るようなものについては報告願います。
- (注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(1)-③② 県内の市設置校で重大事態が発生した際に当該重大事態を把握していない 4 県教委における主な理由

主な理由

- ・ 市設置校で発生した重大事態を県教委が把握することは、法上求められていないため、報告を求めることができない。
- ・ 市設置校で発生した重大事態を県教委が把握することは、法上求められていないが、今後、仕組 みを検討する。
- (注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-③ 調査対象 20 県教委における県内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書の収集状況

(単位: 県教委、%)

収集状況	県教委数	構成比
収集している	7	35. 0
収集していない	12	60.0
回答不可	1	5. 0
合計	20	100

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-③ 県内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書を収集している 7 県教委における主な 理由

(単位: 県教委、%)

区分	主な理由	県教委
今後の施 策等に活 用するた め	 調査報告書の内容から、県教委として必要な施策について検討したり、会議等を通じて市教委に情報提供や未然防止に向け注意喚起したりするため。 県内の生徒指導上の諸問題の状況(いじめを含む。)を把握し、未然防止の取組等、生徒指導の充実に資するため。 対応を分析し、対応の改善について検討するため。 	3 (42. 9)
その他	 広域行政体として、県内の状況を把握しておく必要があるため、県の地方基本方針で市教委と情報共有する旨を明記している。ただし、必ずしも調査報告書の提出を義務付けているわけではない。 市設置校で発生した重大事態は、市教委が主体的に対応するものであることから、県の条例では、全ての案件の調査報告書の情報提供の義務付けまではしていないが、実態としては、県内の状況を把握するため、参考までに調査報告書の提出を求めている。 広域行政体として、県内の状況を把握するとともに、重大事態が発生した学校及び市教委に再発防止に向けた支援を行う必要があるため。また、内容について不備があると思われるときは、助言を行う場合がある。 市設置校で発生した重大事態についても、重大事態の調査・重大事態の再調査の後、市長等から県に調査依頼があった場合は、県の重大事態の調査組織が調査を行うこととなっており、可能な限り状況を早期に把握するため。 	5 (71. 4)
(参考) 県	内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書を収集している県教委数	7

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 複数の区分に計上している県教委がある。
 - 3 ()内は、県内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書を収集している県教委数に対する割合である。
 - 4 「広域行政体」とは、市を包括する広域の地方公共団体をいう。

図表 3-(1)-③ 県内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書を収集していない 12 県教委における 主な理由

(単位:県教委、%)

区分	主な理由	県教委
法上収集	・ 市設置校で発生した重大事態を県教委が把握することは、法上求められて	
すること	いないため。	Q
が求めら	・ 法令上、県教委において、重大事態を把握することが義務付けられておら	(75. 0)
れていな	ず、また、県の地方基本方針にも特段の規定がないため、市教委に対し、調	(75.0)
いため	査報告書の提出を求めていない。	
	・ 市設置校で発生した重大事態は、市教委が主体的に対応するものであるた	
	め、調査報告書を収集していない。ただし、各市教委が調査報告書を提出し	
	てくることを拒むものではない。	
	・ 基本的には、市設置校については、市教委が主体的に対応するものである	3
その他	との認識のため。ただし、重大事態の発生後からの一連の対応において、県	(25. 0)
	教委が市教委を支援しているため、当該市教委が、作成した調査報告書や事	(23.0)
	案の概要等を県教委に提出してくることはある。	
	・ 重大事態の発生時に聴取を行い、必要に応じて指導・助言、支援を行って	
	いることから、調査報告書の提出までは求めていない。	
合計		12
口印		(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 () 内は、構成比である。